

区 分		内 容																					
職員の勤務時間、 その他の勤務条 件の状況	勤務時間	・午前8時30分から午後5時15分まで(7時間45分勤務) ・休憩時間 正午から午後1時まで(1時間) 8:30 12:00 13:00 17:15 休憩時間 ※保育園職員等は早番、遅番の制度があり、午前7時から午後7時の間で7時間45分勤務になるよう割振り変更しています。																					
	年次有給休暇	毎年4月～3月の1年間当たり20日を超えない範囲内 前年度の残日数は20日の範囲内で繰り越し 休暇単位は1日または半日。1時間単位でも取得することができます。 <table><tr><td></td><td colspan="3">平均取得日数</td></tr><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>年次有給休暇</td><td>12.9日</td><td>13.3日</td><td>12.6日</td></tr></table> ※勤務条件調査より		平均取得日数				令和5年度	令和6年度	令和7年度	年次有給休暇	12.9日	13.3日	12.6日									
		平均取得日数																					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度																			
	年次有給休暇	12.9日	13.3日	12.6日																			
	療養休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。 ・公務による傷病の場合: その療養に必要と認める期間 ・私事による傷病の場合: 90日の範囲内(平成18年7月1日より) <table><tr><td></td><td colspan="3">取得者数</td></tr><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>療養休暇</td><td>28人</td><td>25人</td><td>27人</td></tr></table>		取得者数				令和5年度	令和6年度	令和7年度	療養休暇	28人	25人	27人									
		取得者数																					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																				
療養休暇	28人	25人	27人																				
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。 ・牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、別表第2の32項目																						
介護休暇 (無給)	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を介護する場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。 ・2週間～6ヶ月の間で請求できます。 <table><tr><td></td><td colspan="3">取得者数</td></tr><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>介護休暇</td><td>1人</td><td>0人</td><td>1人</td></tr></table>		取得者数				令和5年度	令和6年度	令和7年度	介護休暇	1人	0人	1人										
	取得者数																						
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																				
介護休暇	1人	0人	1人																				
組合休暇 (無給)	職員が職員団体の規約に定める機関の構成員として当該団体又は上部団体の業務に従事する場合。任命権者の承認を受けなければなりません。 ・1日又は1時間単位で請求できます。 <table><tr><td></td><td colspan="3">取得者数</td></tr><tr><td></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>組合休暇</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>		取得者数				令和5年度	令和6年度	令和7年度	組合休暇	0	0	0										
	取得者数																						
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																				
組合休暇	0	0	0																				
育児休業承認 状況	職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。 ○令和6年度、7年度の新規承認者 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">育児休業 取得者数</th><th colspan="4">育児休業承認期間</th></tr><tr><th>1年以下</th><th>1年超え 1年6月以下</th><th>1年6月超え 2年以下</th><th>2年超え 2年6月以下</th></tr><tr><td>令和6年度</td><td>6人</td><td>3人</td><td>2人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>12人</td><td>6人</td><td>0人</td><td>0人</td><td>0人</td></tr></table> ※勤務条件調査より	年度	育児休業 取得者数	育児休業承認期間				1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	令和6年度	6人	3人	2人	0人	0人	令和7年度	12人	6人	0人	0人	0人
年度	育児休業 取得者数			育児休業承認期間																			
		1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下																		
令和6年度	6人	3人	2人	0人	0人																		
令和7年度	12人	6人	0人	0人	0人																		
職員の分限処分 及び懲戒処分の 状況	分限処分・懲戒 処分の状況 (令和7年度)	○分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。 <table><tr><td>分限免職</td><td>0人</td><td>分限休職</td><td>12人</td></tr><tr><td>分限降任</td><td>0人</td><td>分限降級</td><td>0人</td></tr></table> ○懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して行われる公務における規律と秩序を維持することを目的として行う不利益処分をいいます。 <table><tr><td>免職処分</td><td>0人</td><td>停職処分</td><td>0人</td></tr><tr><td>減給処分</td><td>0人</td><td>戒告処分</td><td>0人</td></tr></table>	分限免職	0人	分限休職	12人	分限降任	0人	分限降級	0人	免職処分	0人	停職処分	0人	減給処分	0人	戒告処分	0人					
分限免職	0人	分限休職	12人																				
分限降任	0人	分限降級	0人																				
免職処分	0人	停職処分	0人																				
減給処分	0人	戒告処分	0人																				
令和7年度公平委員会業務状況		○ 不利益処分に関する不服申立ての状況 <table><tr><th rowspan="2">新規申立 件 数</th><th colspan="5">処理件数</th><th rowspan="2">令和7年度 末係属件数</th></tr><tr><th>申立容認</th><th>棄却</th><th>却下</th><th>取下げ</th><th>計</th></tr><tr><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td></tr></table> ○ 勤務条件に関する措置の要求状況 申立てなし	新規申立 件 数	処理件数					令和7年度 末係属件数	申立容認	棄却	却下	取下げ	計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件		
新規申立 件 数	処理件数					令和7年度 末係属件数																	
	申立容認	棄却	却下	取下げ	計																		
0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件																	